日本型直接支払制度

日本型直接支払制度とは

日本型直接支払制度とは、農業・農村の持つ多面的機能（国土保全、水源涵養、自然環境保全、景観形成など）の維持・発揮を促進するための地域活動や営農活動に対する支援制度です。

平成27年４月１日から施行された「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」により安定的な制度になりました。

日本型直接支払制度の概要

次の３つの制度を併せて「日本型直接支払制度」と呼びます。

○多面的機能支払（法第３条第３項第１事業）

地域共同で行う水路の泥上げや農道の草刈りなどの農地維持活動、農業用施設の軽微な補修や景観形成などの農村環境保全に取組む共同活動、農業用施設の補修や更新を行う長寿命化の取組に対する支援

○中山間地域等直接支払（法第３条第３項第２事業）

中山間地域等の農業生産条件不利地域（傾斜地等）と平地とのコスト差に対する支援

○環境保全型農業直接支払（法第３条第３項第３事業）

地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行うことに伴い追加的コストに対する支援

市促進計画

市では「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき促進計画を策定しましたので、同法第６条第５項に基づき公表します。

岩国市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

岩国市農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画区域

活動組織の計画認定

「農業の有する多面的機能の発揮に関する法律」第７条第１項に基づき、農業者団体等が作成した「多面的機能促進事業に関する計画」を認定したため、同条第６項に基づき、その概要を公表します。

　多面的機能促進事業に関する計画